

ダイバーシティ経営の推進に向けた 企業の取組みを支援します！

本市では、多様な人材がその能力を最大限発揮できる機会を積極的に提供することで、イノベーションを生み出し、企業価値の創造につなげている中小企業等を「ダイバーシティ経営企業」として認定しています。

このダイバーシティ経営企業の認定を促進し、本市の中小企業等の更なるダイバーシティ経営の推進を図るため、認定要件の達成に向けて取り組む中小企業等に対して、奨励金を交付します。

令和7年
1月31日(金)
〆切
※ 先着順

〔 奨励金の概要 〕

対象者

次の(1)・(2)の両方を満たす中小企業者等

(1) 本市に本店、主たる事業所もしくは支店（営業所を含む）を有する中小企業者・個人事業主

※ 一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人等は対象外

(2) 本市ダイバーシティ経営企業の認定に向けて、本市が定める認定項目について計画的に取り組もうとする者

交付 金額

10万円（1事業者あたり1回限り）

※ 予算がなくなり次第、終了します。



〔 事業・経費例 〕

奨励金は、「徳島市ダイバーシティ経営企業 認定要件該当表」の項目内容を2つ以上達成するため、新たな制度整備又は環境整備に係る事業を行った場合に交付します。

実施事業例

- 就業規則、労働協約又は労使協定の作成・変更
- テレワーク用通信機器等の導入
- 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた労務管理用ソフトウェア・機器の導入
- 従業員の特性や事情に配慮した環境整備（スロースペースや更衣室、託児スペースの設置等）

など

経費例

- 報酬
- 機械器具使用料（設置費含む）
- 備品購入費（設置費含む）
- 工事費一式（既存施設の取り壊しに係るものは除き、工事費及び設計等に係る費用に限る。）
- 委託料

〔 申請から実施までの流れ 〕



※ 上記の日数は目安です。

〔 申請の方法 〕

本市ホームページにて詳細を確認の上、必要書類を作成し、徳島市経済政策課の窓口を持参してください。

〔 注意事項 〕

- 受付は先着順で、予算上限に達し次第、終了します。
- 窓口にお越しの際は、事前に経済政策課までご連絡下さい。
- 交付決定通知書の受領前の発注・契約・支出行為は奨励金の対象外となります。
- 奨励金の交付を受けた方は、今後必要に応じて、事業の効果測定や、ダイバーシティ経営企業の認定に向けたフォローアップ等にご対応いただきます。また、事業の実施結果等については、後日公表する場合があります。

〔 お問合せ先 〕

徳島市 経済部 経済政策課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地（徳島市役所本館3階）

電話：088-621-5225（直通）

FAX：088-621-5169

E-mail：keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

詳しくはHPを
ご覧ください



徳島市ダイバーシティ経営

検索